

所得税の確定申告・住民税の申告相談が始まります

令和3年分の所得税の確定申告と令和4年度住民税(町民税・県民税)の申告相談を以下の日程で行います。期間中は混雑が予想されます。**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場の際はマスクを着用してください。また、発熱、せきなどの風邪症状のある方は来場をお控えください。**



申告書は郵送でもご提出いただけます。

所得税の確定申告書：諏訪税務署あて 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22

住民税申告書：下諏訪町税務課町民税係あて 〒393-8501 下諏訪町4613番地8

【町での申告相談・税理士による無料確定申告相談 会場：町庁舎4階 講堂】

| 内 容 | 日 程 (土日祝日を除く) | 時 間 |
|------------------------|---|--------------------------|
| 町職員による確定申告 ・住民税申告相談 | 令和4年2月16日(水)～3月15日(火) (還付申告のみ2月14日(月)から受け付けます) | 午前の部：9時～正午 午後の部：1時～4時 |
| 税理士による 無料確定申告相談 | 令和4年2月16日(水)～2月25日(金) | 午前の部：9時～正午 午後の部：1時～3時 |

注意

以下の方は町での申告相談・税理士による無料確定申告相談ではお受けすることができません。
諏訪税務署で申告いただくか、個別に税理士または税理士法人にご相談ください。

- ◆住宅借入金等特別控除を初めて受ける方 ◆土地・建物・ゴルフ会員権など資産の売却等をした方(譲渡所得)
- ◆税理士または税理士法人が関与している法人の役員 ◆災害による雑損控除を受ける方
- ◆事業所得、農業所得、不動産所得及び雑所得を有する方で前年所得金額が300万円超の方
- ◆株式の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方 ◆亡くなられた方の申告
- ◆外国からの退職金など、源泉徴収されないものがあつた方 ◆退職所得、贈与税、消費税、青色申告をされる方



◆確定申告、住民税(町民税・県民税)の申告が必要な方◆

【所得税の確定申告が必要な方】

次のいずれかに該当する方は、確定申告が必要です。

- ①給与所得のある方で、次のいずれかの項目にあてはまる方
 - ・給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - ・給与を1か所から受けていて、その他の所得(事業所得、不動産所得、雑所得など)の合計額が20万円を超える方
 - ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額とその他の所得の合計額が20万円を超える方
- ②公的年金を受け取っている方で、次のいずれかにあてはまる方
 - ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得の合計額が20万円を超える方
 - ・公的年金等の収入金額が400万円を超える方で、所得金額から控除額を差引くと残額がある方
- ③①～②以外の方で、所得金額から控除額を差引くと残額があり、納める所得税額が出る方



【所得税の確定申告をすれば税金が戻る方(還付申告)】

次のいずれかにあてはまる方で、源泉徴収された所得税や予定納税をした所得税が納めすぎとなっている場合には、確定申告をすることで所得税が還付されます。

- ①総合課税の配当所得や原稿料などがある方
- ②雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ③給与所得者で、年途中で退職したあと就職しなかった方(年末調整を受けていない方)



上記のほか、退職所得がある方で次のいずれかに該当する方も還付を受けられる場合がありますが、役場の申告会場ではお受けすることができません。税務署で申告をお願いします。

- ・退職所得を除く各種所得の合計額から所得控除を差引くと赤字になる方
- ・「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために所得税が納めすぎとなっている方

【住民税(町民税・県民税)の申告が必要な方】

- 令和4年1月1日現在下諏訪町にお住まいの方のうち、所得税の確定申告をしない方で、次のいずれかに該当する方
- ①給与、公的年金以外の所得(シルバー人材センター配分金、報酬、個人年金、生命保険等の一時金等)がある方
 - ②医療費控除などの各種控除を受ける方
 - ③収入がなく、親族等の扶養にもなっていない方で、国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の加入者で保険料の軽減や保険給付を受ける方、県営住宅入居者や予定のある方、児童扶養手当、就学支援金の受給者など
- ※上場株式等の配当及び譲渡所得等で、住民税で申告不要制度を選択する方はその旨の住民税申告をする必要がありましたが、今年から確定申告書に追加された付記事項に記入がある方は、改めて住民税の申告による制度選択は必要なくなりました。

◆申告相談の際 お持ちいただくもの◆

◇税務署からの申告お知らせはがき、または利用者識別番号の通知書(届いている方のみ)

◇所得の証明となる書類

- (例) ・給与、公的年金等の源泉徴収票(複数箇所から支払を受けている場合はすべての源泉徴収票)
 ・報酬の支払調書・シルバー人材センターの配分金支払証明書
 ・收支内訳書(営業、農業、不動産所得のある方)

◇控除の証明となる書類

- (例) ・生命保険料、地震保険料の控除証明書・国民年金保険料の控除証明書
 ・医療費控除の明細書(受診者及び医療機関ごとに集計)
 ・寄附金受領証 ← **ふるさと納税をされた方は必ずお持ちください**
 ・障害者手帳など

◇前回の申告書控え、收支内訳書控え

◇預金通帳(所得税が還付される場合の振込先)

◇マイナンバーカード(個人番号カード)

※マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、以下の①と②のコピーをご用意ください。

①マイナンバー確認書類

- マイナンバーが記載された住民票
- 通知カード(住所・氏名が住民票に記載されている事項と一致しているもの)



②身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の保険証
- パスポート
- 障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ



【マイナンバーカード】



■ 問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 ☎27-1111 (内線232・233)

諏訪税務署より確定申告のお知らせ

◇自宅からスマホ・パソコンでe-Tax申告しませんか◇

税務署では多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」または「スマホ申告専用コーナー」を利用し、パソコンやスマートフォンからいつでも申告書を作成送信できるe-Tax(国税電子申告システム)を推進しています。

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、暫定措置として「ID・パスワード」によるe-Tax申告ができません。新型コロナウイルス感染防止の観点からも是非ご自宅等からe-Taxスマホ申告をご利用ください。

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。【会場：諏訪税務署 1階】

| 開設期間(土日祝日を除く) | 対象の方 | 時 間 |
|-------------------|-----------|---------------------------------|
| 2月1日(火)～2月15日(火) | 還付申告の方(注) | 相談受付：午前8時30分～午後4時 相談開始：午前9時～ |
| 2月16日(水)～3月15日(火) | 全ての方 | |

(注) 贈与税については、2月1日(火)以降、申告相談を受け付けています。

- ◆会場内の混雑緩和のため、入場の際は当日配付、またはLINEの国税庁公式アカウントから事前に取得した「入場整理券」が必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
- ◆会場内の混雑状況に応じて午後4時前であっても相談受付を終了し、後日の来場をお願いすることがあります。皆様のご理解とご協力をお願いします。
- ◆確定申告会場に来場される際は、マスク着用の上、できる限り少人数でお越しください。
- ◆入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。
- ◆駐車場が狭いため、臨時駐車場をご利用ください。

確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)で検索いただくか、電話にてお問い合わせください。

■ 問い合わせ 諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22 ☎52-1390 (自動音声案内)